

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区六本木七丁目15番14号

氏名 株式会社 山一商事

代表取締役 松本 大輔

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

川越市長 川合 善明

許可の年月日  
許可の有効年月日

令和6年7月25日  
令和13年7月4日



1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

- (1) 事業の区分：収集運搬業（積替え保管を含む。）
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻  
汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
廃油  
廃酸  
廃アルカリ  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
紙くず  
木くず  
繊維くず  
動植物性残さ  
ゴムくず  
金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
ばいじん  
以上16種類

この許可証写しは、インターネット上での  
情報公開を目的として掲載したものです。  
上記以外の目的の為に再複写を禁じます。

- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物のうち廃蛍光ランプに限る。）  
木くず  
金属くず（水銀使用製品産業廃棄物のうち廃蛍光ランプを含む。）  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石こうボード、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物のうち廃蛍光ランプに限る。）  
がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）  
ばいじん  
以上8種類

株式会社 山一商事

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記1のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬業に伴う保管は、2に掲げる施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	文書番号	変更内容
昭和58年2月8日	指令環第905号	新規許可
平成30年4月16日	—	変更届（保管面積の縮小）
平成30年6月18日	—	変更届（保管面積の縮小）
平成30年12月6日	—	変更届（代表者の変更）
令和6年7月25日	川産発第172号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有・無  
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

積替え保管を行う場所の所在地及び保管施設の概要

川越市大字下赤坂字大バケ上元南大塚分1811番1、1811番4の一部、1811番5、1812番1、1812番9、1816番1の一部 以上6筆（面積12,560.81㎡）に限る。

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
燃え殻 以上1種類	20㎡	2.5m (30㎡コンテナ1台)
木くず 以上1種類	70㎡	2m
鋳さい 以上1種類	20㎡	2.5m (30㎡コンテナ1台)
ばいじん 以上1種類	20㎡	2.5m (30㎡コンテナ1台)
金属くず 以上1種類	35㎡	2m
金属くず 以上1種類	70㎡	2m
金属くず 以上1種類	35㎡	2m
廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物のうち廃蛍光ランプに限る。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物のうち廃蛍光ランプに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物のうち廃蛍光ランプに限る。) 以上3種類	5.6㎡	1.1m (4㎡コンテナ1台)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石こうボードに限る。) 以上1種類	77.6㎡	2.5m (20㎡コンテナ1台, 2㎡コンテナ12台)
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物に限る。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る。) 以上3種類	5.6㎡	1.1m (4㎡コンテナ1台)